

貨幣史研究会（東日本部会）第14回
平成15年12月9日（火）13:30～17:00

<出席者>

座長：鈴木 公雄・慶應義塾大学教授
報告：本多 博之・県立広島女子大学助教授
コメント：桜井 英治・北海道大学助教授

その他の参加者（五十音順）：

井上 正夫・東アジア経済史研究者
井原今朝男・国立歴史民俗博物館教授
今村 啓爾・東京大学教授
岩橋 勝・松山大学教授
黒田 明伸・東京大学教授
桜井 英治・北海道大学助教授
櫻木 晋一・下関市立大学教授
田中 浩司・函館大学助教授
中島 圭一・慶應義塾大学助教授
安国 良一・住友史料館主席研究員

1.研究報告

以下の報告と報告へのコメントが行われ、その後で討議が行われた。報告・コメントの内容については別添レジュメ参照のこと。

「中近世移行期の貨幣流通と石高制」

本多 博之・県立広島女子大学助教授・・・別添1
(現県立広島大学)

本多報告へのコメント

桜井 英治・北海道大学助教授・・・別添2

2. 討議の概要（文中敬称略）

<コメントへの報告者の返答>

流通銭の形態について、史料6「百文仁荒銭参拾文指の並銭」は、100文のうち30文が荒銭で残り70文が一般流通銭の並銭という意味である。「永楽廿さし」の文言がある史料は精銭レベルの中に永楽を20%入れるということであり、次元が異なると考える。

「組成主義」から「個体選別主義」への一元化という見方はこれまで持っていなかったが、組成（割合）に関する表現は、少なくとも毛利氏時代には見られない。豊前国で一般的に見られるようになるのは大内時代、特に永正年間(1504～1521)に確認されるが、16世紀後半には確認できないことから「個体選別主義」へ移行していくと考えてもよいのかもしれない。

但し、地域社会における銭貨の使用については史料が残りにくい。考古学の成果から、無文銭が流通媒体・支払手段として通用していた可能性が考えられているように、史料がなくても、無文銭など、文字のある通常の銭とは異なる銭が民間レベルで通用し、うまく機能していた可能性がある。したがって、「個体選別主義」に完全に移行したかどうかは領主レベルでは確認できても、民間レベルでは判断できないのではないか。

「和利」について、大内氏時代に現行通貨どうしの交換比率として用いられていたものが、毛利氏時代になると基準額に対する読み替えの換算値が変わるというのは、ご指摘の通りである。但し、この点についても史料の残り方の問題があり、「和利」と称されていないかもしれないが、現行通貨どうし（良銭と一般流通銭）の換算値はあったであろう。

毛利氏領国における南京銭の事例は、古くからはみられない。中国地方では天文19(1550)年の厳島社領の史料に「難金」という事例がある。これを「なんきん」と読むのであればこれが一番古く、その後は弘治3(1557)年の石見益田氏領の史料に「南京」が確認できる。そしてそれ以降、中国地方では慶長期まで「南京」は数多く確認できる。したがって、南京銭は16世紀半ば以降中国地方で増えてきたと考えることができる。但し、史料40の永禄12(1569)年信長による「なんきん」と、中国地方における「南京」が同じものであるかどうかは不明である。それが仮に中国渡来の私鑄銭（低品位銭貨）であったとしても、石高制の採用については、基本的に内的要因が大きいと考える。内的要因の上に中国渡来の低品位銭貨が加われば、ますます銭貨に対する信用は低下し、米に対する信用が相対的に上昇したであろう。

いくつかの銭貨が「鍛」に収斂していった可能性については、多様な銭貨が存在したと思うが、銭貨名称がはっきり確認できるのは「南京銭」と「鍛」の2種類である。双方が異なる価格水準で存在しているが、公権力としてはどの銭貨を基準銭とするかを検討・選択したものと思われる。例えば毛利氏の場合、通行料の類は地域社会に流通している南京銭を基準銭として採用した。

一方、天正年間の惣国検地の際には、京升を基準升に1石＝1貫文（石貫制）で貨幣額と石高を結ぶために、ある程度の価格水準の銭が必要だったと考えられる。その場合、低品位の銭貨では不都合で、少なくとも銭1貫文あたり米6斗～1石程度に相当する銭を選択採用したのではないか。公権力として何を基準銭として使うかは、政策内容など個別に対応したものと思われる。但し、豊臣政権が第一次朝鮮出兵の際に、次夫・次船規定などで精銭規定を定めているが、複数の領国にまたがり基準を設ける際には、当時価値が高い

と考えられていた銭を基準として、他地域のものはそれに合わせて設定したのではないか。それが「ビタ」や「鍛」とどのような関係にあるか史料的には確認できず、判断が難しい。地域・領国毎に多様な銭貨があり、公権力としてはそれを自分の政策に適合するように、必要の都度、政策に対応する手段を採っていたということしか現段階では言えない。それが豊臣政権あるいは初期徳川政権が、公鑄銭貨を発行・強制できない段階であったということであろう。

<主な討議内容>

(中島) 史料 17 の「東西条」が、史料 18 で「西条」となっているのは何故か。

(本多) 広島県の旧賀茂郡一帯を「^{とうさいじょう}東西条」という。大内氏の安芸国での拠点鏡山城を中心とした「東西条」であった。それがある時期から「東」が取れて、「西条」と呼ばれるようになった。

(中島) 史料 21 に「百目銭」とあるが、これはどのようなものを指しているか。

(本多) 具体的にはわからない。一段あたり 40 文課税の地が 2 段、一段あたり 20 文課税の地が 1 段で、計 3 段で 100 文と解釈することも可能であるが、決定的ではない。

(黒田) 古銭と当料の割合を決めている史料の初出、段銭米に関する史料の初出を伺いたい。またこの地域に於いて銀建てで取り引きされるようになったのはいつ頃からか。

(本多) 清料や並銭は北部九州では延徳年間(1489~1491)の豊前国が初出である。清料と共に当料や和利が出てくるのは、天文年間(1532~1554)である。豊前国での「和利」という表現を、大内氏領国の基準額に対する換算値と考えた場合、豊前国では永正 13(1516)年頃から「和利」は見られる。段銭米については、1570年代から登場する。銀については、地域レベルで見られる時期があまり早くなく、地料として確認できるのは文禄年間(1573~1595)である。

(中島) 桜井氏に伺いたいが、史料 6 「荒銭参拾文指の並銭」の残り 70 文は何であるのか。このような表現が出てくる前提として、大内氏あるいは室町幕府の撰銭令が考えられるとすれば、むしろ 70 文が一般的な渡来銭(宋銭)で、悪銭 30 文が荒銭かと考えていたが。

(桜井) 残りの 30 文でその緡の値打ちが決まるのであれば、精銭と並銭の比価からみて誰も並銭の緡は作らないのではないか。70%まで組成が一致していて、残りで価値が変わるとは考えにくい。

(本多) 荒銭を混入した緡の 7 割は並銭、荒銭はもっと低品位な銭で、荒銭を含む一般流通銭を「並銭」全体と考える。もう一つの永楽銭混入分は、いわゆる精銭(宋銭)の中に、低品位と見られている永楽銭を含めるということである。永楽銭を含めた精銭と、荒銭を含めた並銭は、基本的に次元が異なるものである。大名権力が収納に必要な基準額は精銭の次元であり、地域社会での年貢収納や借錢などは並銭の次元と考える。

(中島) 大内氏の撰銭令の中に段銭・市中取引の条項もあるが、例えば文明 17(1485)年の撰銭令時点での実態はどのようなものであったのか。

- (本多) 最初の撰銭令は大名財政を念頭にしたもので、領主的な願望・強制が強く働いている。市中取引の条項が存在しても、民間レベルでは異なる次元の存在が考えられる。大内氏も含め室町幕府は基本的に精銭次元、幕府・領主権力のレベルでの規定だと考えている。地域レベルは対象外であろう。
- (鈴木) 堺から出土した中世末の鋳型は、無文銭が圧倒的である。文字のある銭が好ましければ、それを鋳造した筈であるが、無文銭の需要があったために、彼らは無文銭を集中して鋳造したのであろう。無文銭があまり出土しないのは、当時無文銭はストックしておく銭（備蓄銭）として考えられていなかったということであろう。出土している備蓄銭は、年貢収納などある程度公用に耐え得る、一定レベル以上の銭で、生活レベルの銭は備蓄の対象にならなかったのであろう。無文銭については、考古学の発掘成果では得られない第3のレベルがあったのではないか。無文銭が東北や沖縄でも出土するのは、後の時期になって追いやられていく二次的な移動なのではないか。
- (岩橋) 今回の対象地域は、永楽銭が早めに流通しなくなった典型的な地域である。史料10以降の「古銭」や「清料」の実態は必ずしも永楽銭と考えているわけではないのか。
- (本多) ここに出てくる「古銭」は、流通銭とは異なる基準額としての実体のない額である。東の永楽銭に相当する良質な銭貨はあったと考えるが、南京や鍛など多様な種類の異なる価格水準の銭が同時に流通していたと考えている。
- (岩橋) 私も永楽銭相当の銭が他にあり、大内氏時代に流通していた精銭が基準となり、実際に庶民レベルでは無文銭を含めた粗悪なものが、流通していたと考える。このような使い分けは他の地域ではあまりない。永楽銭がなくなったのでこのような表現をしているのではないかと思うが、永楽銭についての見解を伺いたい。
- (本多) 毛利氏時代に「永楽」という文言が確認できる史料はあまりなく、大内氏時代には撰銭令の中でしか出てこない。但し、天正13(1585)年に備後国で行われた検地で1カ所「永楽」基準が見られる。全く使用されていないのに、出てくるのは不自然であり、皆無ではない。
- (岩橋) 記録されないことをどう読み取るかも考えなければならない。寺社への献納額は古銭で表記され、一定している傾向があるとのことだったが、幕末期京都の両替屋の記録では、少し高額な流通貨幣は金貨であり、普通は両替屋も少額の金貨で出費するが、寺社へは中期まで銭で献納しており、記録は最後まで銀貨である。宗教的な場所では記録方法を変え難いという傾向があるのかとも思う。このことが中世にも当てはまる可能性はないか。寺社の記録が多いこともあり、記録だけから計算貨幣と流通貨幣の識別をすることは、この時期でも難しいのではないか。
- (本多) 大内氏時代、有力寺社は大名権力から祭祀料を勘渡される立場で、そこで決まった額が基準となる。段銭などの収納銭も同様である。新しい公権力が入ると、基準額が継承され、史料に残りやすい。とりわけ大寺社の祭祀料や段銭などの収納銭は額が継承されやすい。「古銭」とあるのは全て毛利氏時代の史料であるので、「大内・山名の時代から継承した基準額」という一つの記号となる。実体が文字通り「古い」銭も存在していたと思うが、それとは異なる次元で基準額としての「古銭」があった。大内氏と毛利氏時代の貨幣に対する対応の違いは経済政策の

違いではなく、遠隔地取引に精銭が必要であった時代と、すでに高額貨幣として銀が流通し始めていた時代の差であり、貨幣流通の歴史的段階差によるものである。但し、中国地方のことを他の地域に普遍化することは必ずしも適切ではない。地域毎に丁寧に描き出し、この時期の貨幣史を全体的に見直す必要がある。

(鈴木) 寺社からすると一種の既得権の承認ということである。様々な地域に様々な貨幣経済の段階があり、二重三重に入り組んでいる。

以 上